

菊川市奨励金制度
今年もやります！

菊川市内の認定こども園・

保育園で働きませんか？

保育士資格をお持ちのあなたの「力」が必要です。
令和3年度より、菊川市内の認定こども園・保育園等で働く方を支援するため、奨励金制度を開始しています。詳しくは、市ホームページまたは、菊川市こども政策課（☎0537-37-1171）へお問い合わせください。



▲菊川市ホームページ
保育士等就業奨励金ページ



▲菊川市スペシャルwebサイト
菊川市茶柱生活



奨励金額

10万円

対象者

- ・市内の認定こども園・保育園・小規模保育事業所で正規の常勤職員として、1年以上継続して勤務することが見込まれる保育士
- ・菊川市保育士登録制度へ登録した方
- ・市で実施する保育研修の受講が見込まれる方

- ※ 市内、市外の在住を問いません。
- ※ 年齢制限はありません。
- ※ 私立園での就労が対象となります（公立園は対象外です）。

問い合わせ

菊川市こども未来部こども政策課 ☎0537-37-1171

Eメール✉kodomo@city.kikugawa.shizuoka.jp

（菊川市半済1865番地 ブラザけやき内）

申請手続

申請者→市

市→申請者

※申請書類等は菊川市こども政策課へ持参、郵送、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

- ① 『菊川市保育士等就業奨励金交付申請書』へ、次の必要書類を添えて申請してください。（申請期間は、就労後～就労年度の3月10日まで）

- ・雇用契約書の写し
 - ・保育士証の写し
 - ・履歴書の写し
 - ・誓約書
 - ・保育士登録届出書
 - ・住民基本台帳の写し
- ※市外に住所がある方のみ

- ② 申請内容を審査のうえ、菊川市保育士等就業奨励金交付決定及び確定通知書を、申請者へ通知します。

- ③ 交付決定及び確定通知書を受領した日から10日以内に、請求書を提出してください。

- ④ 請求書を受理し、奨励金を指定口座へ振り込みます。

- ⑤ 後日、市で実施する保育研修を受講していただきます。受講後は、当日配布する『研修の記録』に学んだことや感想等を記述し、提出してください。